

別表 2

1 評価料金等

第 1 設計住宅性能評価料金

上段：税込金額（下段：税抜金額）/単位：円

建物種別	戸建住宅		共同住宅等			
	500㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上
必須評価事項のみの場合の評価料金	60,500 (55,000)	別途見積もり	198,000 (180,000)	330,000 (300,000)	660,000 (600,000)	別途見積もり
選択項目の場合の加算額	S×2,200 (S×2,000)		S×2,200 (S×2,000)	S×2,200 (S×2,000)	S×2,200 (S×2,000)	
長期使用構造等併願の加算額	5,500 (5,000)		88,000 (80,000)	—	—	
耐震等級1以外の加算額 ※上記の長期と重複加算しない	5,500 (5,000)		33,000 (30,000)	—	—	
断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級1以外の加算額	—		55,000 (50,000)	—	—	
型式認定又は製造者認定を受けた場合の評価料金からの減算額＊1	3,300 (3,000)		18,700 (17,000)	34,100 (31,000)	62,700 (57,000)	
確認と併せて申請を行った場合の評価料金からの減算額	3,300 (3,000)		11,000 (10,000)	—	—	

第 2 建設住宅性能評価料金

上段：税込金額（下段：税抜金額）/単位：円

建物種別	戸建住宅		共同住宅等			
	500㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上
必須評価事項のみ	132,000 (120,000)	別途見積もり	264,000+N×88,000 (240,000+N×80,000)	528,000+N×121,000 (480,000+N×110,000)	1,056,000+N×143,000 (960,000+N×130,000)	別途見積もり
選択項目の場合の加算額	S×2,200 (S×2,000)		S×2,200 (S×2,000)	S×2,200 (S×2,000)	S×2,200 (S×2,000)	
他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金への加算額	24,200+S×2,200 (22,000+S×2,000)		165,000+S×2,200 (150,000+S×2,000)	308,000+S×2,200 (280,000+S×2,000)	583,000+S×2,200 (530,000+S×2,000)	
確認と併せて申請を行った場合の評価料金からの減算額	3,300 (3,000)		33,000 (3,000)	—	—	

第 3 長期使用構造等確認料金

上段：税込金額（下段：税抜金額）/単位：円

建物種別	戸建住宅		共同住宅等			
	500㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上
単独申請の場合の確認料金	66,000 (60,000)	別途見積もり	286,000 (260,000)	330,000 (300,000)	660,000 (600,000)	別途見積もり
型式認定又は製造者認定を受けた場合の確認料金からの減算額＊1	3,300 (3,000)		18,700 (17,000)	34,100 (31,000)	62,700 (57,000)	
確認と併せて申請を行った場合の確認料金からの減算額	3,300 (3,000)		11,000 (10,000)	—	—	

注記

- 1.Sは選択項目数、Nは評価方法基準の定めによる検査回数とする。
- 2.上記＊1の減ずる額は性能表示項目のうち構造の安定に関すること、劣化の軽減に関すること及び温熱環境に関することの3項目の認定を受けている場合に適用する。
- 3.長期使用構造等に係る軽微変更該当証明書を交付する場合の料金は、1通につき5,500円（消費税込）とする。
- 4.住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書を再交付する場合の料金は、1通につき5,500円（消費税込）とする。
- 5.申請書類の標準化がなされ審査が効率的にできるとセンターが判断した場合で年間の申請件数12件以上が見込める場合は上記合計金額から第5のとおりに減額する。

2 評価料金等からの減額又は増額

第4 建設住宅性能評価において遠隔地に該当する地域である場合

上段：税込金額（下段：税抜金額）/単位：円

遠隔地の地域		評価料金の加算額	室内空気中の化学物質の濃度等を測定する場合の加算額
(1)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線距離で25kmを超え50km以内の地域に存する場合	$N \times 2,200$ ($N \times 2,000$)	8,800 (8,000)
(2)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線距離で50kmを超え75km以内の地域に存する場合	$N \times 4,400$ ($N \times 4,000$)	13,200 (12,000)
(3)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線距離で75kmを超える地域に存する場合	$N \times 6,600$ ($N \times 6,000$)	17,600 (16,000)

注記

1. Nは評価方法基準の定めによる検査回数とする。

第5 年間を通じて一定以上の申請が見込める場合で効率的に審査できると判断した場合

減額条件	戸建て住宅	減額条件	共同住宅等
12件以上	手数料合計×5%減額	100戸	手数料合計×5%減額
24件以上	手数料合計×10%減額		
36件以上	手数料合計×15%減額	300戸	手数料合計×10%減額
48件以上	手数料合計×20%減額		

第6 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合

上段：税込金額（下段：税抜金額）/単位：円

	測定を行う化学物質	評価料金
戸建住宅	ホルムアルデヒド	45,100 (41,000)
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	67,100 (61,000)
共同住宅等	ホルムアルデヒド	$M \times 22,000 + 23,100$ ($M \times 20,000 + 21,000$)
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	$M \times 44,000 + 23,100$ ($M \times 40,000 + 21,000$)

注記

1. Mは評価対象戸数とする。

3 変更申請に係る評価料金等

第 7

(1)	変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等確認を申請する場合で、当該計画に係る直前の評価及び確認をセンターが行っている場合	1回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表2の第1、第3に掲げる料金の1/2の額
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画に係る直前の評価をセンターが行っている場合	1回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表2の第2に掲げる料金の1/4の額

4 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額

第 8

	申請の取り下げを行った時期	該当評価料金に乗ずる率
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.70
	第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場検査の前日まで	0.20
共 同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.95) + 0.05 \}$

注記

- J は申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、N は評価方法基準の定めによる検査回数とする。
- 室内空気中の化学物質の濃度等の評価に係る加算額の返還については、その手配及び実施状況により、センターと申請者間で別途協議し決定する。